

【政治改革に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において政治改革に関する特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、衆議院提出2件であり、4件すべてが成立した。なお、衆議院提出の法律案のうちの1件は、衆議院において2件の法律案が併合修正され1件となったものである。また、本委員会に付託の請願3種類12件はいずれも保留となった。

[法律案の審査]

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めることなどを内容とするものである。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案は、選挙における腐敗の防止を図るため、組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合において当該公職の候補者等であった者の当選を無効とし、衆議院議員選挙における重複立候補者に係る総括主宰者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し刑に処せられた場合において当該重複立候補者の比例代表選挙における当選を無効とすることなどを内容とするものである。

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案は、議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与える、もって政党の政治活動の健全な発達と民主政治の健全な発展に寄与しようとするものである。

委員会では、以上の3案を一括して審議し、政治改革に対する内閣の姿勢、1票の格差が2倍を超えることの合憲性、組織的選挙運動管理者等に係る要件の明確化、連座制強化の実効性の確保、政党の政治活動の自由が制限される懸念などの質疑が行われ、討論の後、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は多数をもって、公職選挙法の一部を改正する法律案は全会一

致で、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案は多数をもって、それぞれ可決された。なお、公職選挙法の一部を改正する法律案については、連座制適用の強化についての適正な施行と周知徹底外 1 項目の附帯決議が行われた。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成 7 年 3 月、4 月又は 5 月中に満了することの実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであり、質疑の後、全会一致で可決された。

〔国政調査〕

第130回国会閉会後の 9 月 6 日、衆議院議員選挙区画定審議会会長及び会長代理を参考人として出席を求め、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告について説明を聴取し、委員長が委員会を代表して質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成 6 年 9 月 6 日（火）（第130回国会閉会後第 1 回）

参考人の出席を求める 것을決定した。

衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告」に関する件について参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長石川忠雄君から説明を聴いた後、同参考人及び参考人衆議院議員選挙区画定審議会会长代理味村治君に対し質疑を行った。

政治

○平成 6 年 9 月 30 日（金）（第 1 回）

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成 6 年 11 月 9 日（水）（第 2 回）

理事の補欠選任を行った。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（閣法第 1 号）（衆議院送付）

について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆第2号）（衆議院提出）

について衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理大島理森君から趣旨説明を聴き、

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

（衆第5号）（衆議院提出）

について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長松永光君から趣旨説明を聴いた。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

（閣法第18号）（衆議院送付）

について野中自治大臣から趣旨説明を聴き、同国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第18号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、護り

反対会派 なし

○平成6年11月14日（月）（第3回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（閣法第1号）（衆議院送付）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆第2号）（衆議院提出）

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

（衆第5号）（衆議院提出）

以上3案について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長松永光君、衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理大島理森君、同自見庄三郎君、発議者衆議院議員三塚博君、同保岡興治君、同三原朝彦君、同笹川堯君、同堀込征雄君、同茂木敏充君、同冬柴鐵三君、野中自治大臣、大出内閣法制局長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成6年11月16日（水）（第4回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

（閣法第1号）（衆議院送付）

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆第2号）（衆議院提出）

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案
(衆第5号) (衆議院提出)

以上3案について提出者衆議院政治改革に関する調査特別委員長松永光君、衆議院政治改革に関する調査特別委員長代理大島理森君、発議者衆議院議員三塚博君、同北橋健治君、同保岡興治君、同三原朝彦君、同冬柴鐵三君、同笹川堯君、同堀込征雄君、同茂木敏充君、野中国務大臣、政府委員、文部省、大蔵省及び国税庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月18日（金）（第5回）

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
(閣法第1号) (衆議院送付)

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆第2号）（衆議院提出）

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案
(衆第5号) (衆議院提出)

以上3案について発議者衆議院議員保岡興治君、村山内閣総理大臣、野中自治大臣、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第1号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共、二院、護り

(衆第1号)
(衆第2号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院、護り

反対会派 なし

(衆第5号)

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共、二院、護り

なお、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆第2号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

○平成6年12月8日（木）（第6回）

請願第32号外11件を審査した。

政治改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
1	公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	6.10. 4	6.11. 7	6.11.18 可 決	6.11.21 可 決	6.10. 6 政治改革 調査特委	6.11. 2 可 決	6.11. 2 可 決	
18	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	"	10.25	10.25 (予)	11. 9 可 決	11.11 可 決	10.25 政治改革 調査特委	11. 2 可 決	11. 2 可 決	

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本 院 へ 提 出	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	
1	公職選挙法の一部を改正する法律案	保岡 興治君 外10名 (6.9.30)	6.10. 3	6.11. 2	6.11. 7	6.11.18 可 決	6.11.21 可 決	6.10.13 政治改革 調査特委	6.11. 2 併合修正	6.11. 2 併合修正	6.10.13 衆本議 趣旨説明
2	公職選挙法の一部を改正する法律案	三塚 博君 外29名 (6.10.4)	10. 5					10.13 政治改革 調査特委			
5	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案	政治改革に関する調査特別委員長(6.11.2)	11. 2	11. 2	11. 7	11.18 可 決	11.21 可 決			11. 2 可 決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 衆議院小選挙区選出議員の選挙区は、別表第1のとおりとするものとする。
2. 横浜市において、行政区の再編成が行われた場合には、別表第1中神奈川県第7区及び第8区の区域は当該再編成後の行政区の区域により定めるものとする。
3. 別表第1に掲げる行政区画その他の区域は、平成6年8月11日（衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案についての勧告がなされた日）現在によったものであって、同年8月12日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとする。
4. 公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）については、本法律の公布の日から起算して1月を経過した日から施行するものとする。
5. 本法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、2については、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成7年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 平成7年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙等の選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年4月9日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月23日に統一する。
2. 選挙期日の告示日を次のように定める。

(1) 都道府県知事の選挙	平成7年3月23日
(2) 指定都市の長の選挙	平成7年3月26日
(3) 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙	平成7年3月31日
(4) 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙	平成7年4月16日
(5) 町村の議会の議員及び長の選挙	平成7年4月18日
3. 統一地方選挙の実施に伴い、各地方公共団体の議員及び長の選挙並びに指定都市及び都道府県の選挙はそれぞれ同時選挙とするものとする。
4. 平成7年4月9日の選挙と同月23日の選挙における重複立候補の禁止に関する措置を講ずるものとする。
5. 1における任期満了による選挙の寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙期日までの間とするものとする。
6. 市区町村の議会の議員について、共済給付金の計算の基礎となる在職期間の特例を設けるものとする。
7. 本法律は、公布の日から施行するものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第1号）
（衆第2号）

【要旨】

1. 組織的選挙運動管理者等に係る連座制の強化
 - (1) 組織的選挙運動管理者等が、買収罪等の選挙犯罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であった者の当選は無効とし、かつ、連座裁判の確定の時から5年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができないものと

する。この場合において、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者が、同時に行われた衆議院比例代表選出議員選挙における当選者となったときは、当該当選人の当選は無効とするものとする。

- (2) (1)の「組織的選挙運動管理者等」とは、公職の候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者をいうものとする。
- (3) (1)において、買収罪等に該当する行為がおとり若しくは寝返りにより行われたものであるとき又は組織的選挙運動管理者等が当該買収罪等に該当する行為を行うことを防止するため当該公職の候補者等が相当の注意を怠らなかったときは、連座制を適用しないものとする。

2. 衆議院議員選挙における重複立候補者に対する連座制の強化

- (1) 1(1)を除き、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者が当該選挙と同時に行われた衆議院比例代表選出議員選挙における当選人となった場合において、当該当選人について衆議院小選挙区選出議員選挙において連座制の適用があるときは、当該当選人の当選は無効とするものとする。
- (2) (1)において、連座制の対象となる罪に該当する行為がおとり又は寝返りにより行われたものであるときは、当該当選人の当選は無効としないものとする。

3. 施行期日

- (1) 本法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）の施行の日から施行する。
- (2) 改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については本法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示され又は告示される選挙から、その他の選挙については平成7年3月1日以後その期日を告示される選挙から適用する。

〔附帯決議〕

政治改革を求める国民の声に応え、選挙における腐敗行為の防止を徹底するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について、遺憾なきを期すべきで

ある。

1. 組織的選挙運動管理者等に係る連座制の創設及び重複立候補者に対する連座制の適用の強化については、本委員会における審査の過程において明らかにされた立法趣旨等を十分踏まえ、その適正な施行を図るとともに、立法の趣旨及び内容の周知徹底について、万全を期すること。
2. 公職選挙法違反の取締りについては、今回の連座制の強化に伴い、その影響が一層広い範囲に及ぶこととなることにかんがみ、従来に増して厳正公平を旨としてこれに当たるとともに、国民の選挙運動への自発的参加を損なうことのないよう十分留意すること。

右決議する。

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律案

(衆第5号)

【要旨】

本法律案は、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与えようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. この法律のいかなる規定も、政党の政治活動の自由を制限するものと解釈してはならないものとする。
2. 本法律において政党とは、国会議員を5人以上有するか、又は国会議員を有し直近において行われた衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙、又は直近に行われ若しくはその前回に行われた参議院議員の通常選挙の比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙の有効投票総数の100分の2以上である政治団体であって、他の政治資金規正法上の届出がある政党に所属している議員を含まないものをいう。
3. 中央選挙管理会の確認を受けた政党は、主たる事務所の所在地において登記することにより法人となるものとし、本法律の規定により登記すべき事項は、登記後でなければ第三者に対抗できないものとする。

4. 政党は、名称、目的等所要の事項を届け出て中央選挙管理会の確認を受け ることができるものとする。
5. 法人である政党は、任意解散のほか、党則等で定める解散事由が生じたと き、又は、目的の変更その他により政治団体でなくなったときは解散する。 2の要件に該当しない政治団体となった日から4年を経過したときは、法人 でなくなるものとする。
6. 設立の登記においては、名称、目的、主たる事務所、代表権を有する者の 氏名及び住所、解散の事由を定めたときはその事由を掲げなければならない。 法人である政党は、登記事項の変更、解散、清算結了、法格喪失の場合等に おいて、所要の登記を行わなければならないものとする。
7. 民法上の理事、清算人に関する規定その他所要の規定を準用するものとす る。
8. この法律の規定に違反する行為については、所要の罰則（過料）を設ける ものとする。
9. 政党交付金の交付を受ける政党の要件に、政党が法人格を有することを加 えるものとする。
10. この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）の 施行日の属する年の翌年の1月1日から施行するものとする。